

令和2年12月1日

保護者各位

十和田市立三本木小学校
校長 江渡 準 悦

新型コロナウイルス感染症に関わる受診方法の変更について

師走の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の感染症対策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新聞や十和田市広報等すでにご存じの方も多いと思いますが、12月1日より、以下の通り新型コロナウイルス感染症における医療機関への受診方法が変わりましたので、ご確認ください。

記

1 家庭での健康観察の手順と注意事項

- ・起床後の体温を測定して、「健康観察表」に記入してください。
必要に応じて、提出を求めることがありますので、毎日必ず体温を測定し、記入を続けてください。
1か月間はご家庭で保管をお願いします。
- ・発熱・咳・だるさ等の症状がある場合は、以下の受診方法に留意し、医療機関を受診してください。

2 受診方法（変更点）

- ①かかりつけ医がいる場合 ⇒かかりつけ医に電話相談（その後、指定された時間に受診）
- ②かかりつけ医がない場合⇒県コールセンターに電話相談

※県コールセンター：0120-123-801

フリーダイヤル，24時間受付（土日・祝日含む）

なお、新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合（症状に関わらず）は、上十三保健所（受診・相談センター）に電話連絡をし、受診する医療機関を紹介してもらってから受診してください。

※上十三保健所 0176-22-3510

また、ア) 上十三保健所に連絡をした場合、イ) 感染が判明した場合、ウ) 感染者の濃厚接触者に特定された場合は、その旨を必ず学校に連絡してください。

※11月27日発行の保健だより「たんぽぽ」に添付した「家庭における健康観察表（12月）」では、「風邪症状が4日以上続いた場合は、上十三保健所へ連絡し、学校へもお知らせください。」と記載していますが、上記の通り変更となりますのでご了承ください。